

# 第16款 諸支出金

(単位:千円)

事業名		本年度	前年度	比較
<b>第16款 諸支出金</b>		<b>106,577,981</b>	<b>99,504,977</b>	<b>7,073,004</b>
1項	地方消費税清算金	51,735,632	47,262,792	4,472,840
	1目 地方消費税清算金	51,735,632	47,262,792	4,472,840
	地方消費税清算金 P. 372	51,735,632	47,262,792	4,472,840
2項	利子割交付金	101,685	134,340	△ 32,655
	1目 利子割交付金	101,685	134,340	△ 32,655
	利子割交付金 P. 372	101,685	134,340	△ 32,655
3項	配当割交付金	1,265,080	873,984	391,096
	1目 配当割交付金	1,265,080	873,984	391,096
	配当割交付金 P. 373	1,265,080	873,984	391,096
4項	株式等譲渡所得割交付金	1,163,707	867,892	295,815
	1目 株式等譲渡所得割交付金	1,163,707	867,892	295,815
	株式等譲渡所得割交付金 P. 373	1,163,707	867,892	295,815
5項	法人事業税交付金	4,805,629	3,758,176	1,047,453
	1目 法人事業税交付金	4,805,629	3,758,176	1,047,453
	法人事業税交付金 P. 374	4,805,629	3,758,176	1,047,453
6項	地方消費税交付金	45,634,753	44,962,023	672,730
	1目 地方消費税交付金	45,634,753	44,962,023	672,730
	地方消費税交付金 P. 374	45,634,753	44,962,023	672,730
7項	ゴルフ場利用税交付金	758,442	734,421	24,021
	1目 ゴルフ場利用税交付金	758,442	734,421	24,021
	ゴルフ場利用税交付金 P. 375	758,442	734,421	24,021
8項	環境性能割交付金	1,113,043	911,319	201,724
	1目 環境性能割交付金	1,113,043	911,319	201,724
	環境性能割交付金 P. 375	1,113,043	911,319	201,724
9項	利子割精算金	10	30	△ 20
	1目 利子割精算金	10	30	△ 20
	利子割精算金 P. 376	10	30	△ 20

# 第17款 予備費

(単位:千円)

事業名		本年度	前年度	比較
<b>第17款 予備費</b>		<b>700,000</b>	<b>700,000</b>	
1項	予備費	700,000	700,000	
	1目 予備費	700,000	700,000	
	予備費	700,000	700,000	

## 第16款 諸支出金

年度	4	事業名 (事項)	地方消費税清算金	担当部課	総務部 税務課	
				担当者	不動産・軽油係	
				連絡先	027-226-2198	
会計名	一般会計			説明書ページ	223	
予算科目	第16款 諸支出金 - 第1項 地方消費税清算金 - 第1目 地方消費税清算金					
事業期間	H9年 ~ 年		根拠法令	地方税法、県税条例		
		事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源
当初予算額		51,735,632				51,735,632
(前年度)		47,262,792				47,262,792
(前々年度)		52,488,449				52,488,449
決算額						
(前年度)		55,211,094				55,211,094
(前々年度)		47,706,289				47,706,289
事業目的 (県民にとってのメリットは?)				新・総合計画(基本計画)との関連		
地方消費税は、最終消費地所在の都道府県に帰属すべきであるが、最終消費地と課税地の不一致が生じるため、都道府県間において消費関連指標により清算を行い、最終消費地と課税地の一致のための調整を行う。						
事業計画 (具体的に何をするのか?)				事業費(節)の内訳		
○消費関連指標(小売年間販売額・サービス業対個人事業収入額・人口)により、各都道府県の消費に相当する額を算出して、そのシェアにより都道府県間の清算を行う。 (清算月:5月、8月、11月、2月)				22 償還金	51,735,632	

年度	4	事業名 (事項)	利子割交付金	担当部課	総務部 税務課	
				担当者	事業税係	
				連絡先	027-226-2196	
会計名	一般会計			説明書ページ	223	
予算科目	第16款 諸支出金 - 第2項 利子割交付金 - 第1目 利子割交付金					
事業期間	S63年 ~ 年		根拠法令	地方税法、県税条例		
		事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源
当初予算額		101,685				101,685
(前年度)		134,340				134,340
(前々年度)		149,567				149,567
決算額						
(前年度)		172,572				172,572
(前々年度)		238,944				238,944
事業目的 (県民にとってのメリットは?)				新・総合計画(基本計画)との関連		
利子所得に対する住民税について制度簡素化のため県民税としてのみ課税していることから、市町村民税に相当する部分を交付金として支出する。						
事業計画 (具体的に何をするのか?)				事業費(節)の内訳		
○県民税利子割納入額のうち個人に対する部分の59.4%を市町村毎に按分し交付する。 按分率は、各市町村に係る個人県民税額の本県の個人県民税の総額に対する割合の前3年度平均。 (交付月:8月、12月、3月)				18 交付金	101,685	

## 第16款 諸支出金

年度	4	事業名 (事項)	配 当 割 交 付 金			担 当 部 課	総務部 税務課	
						担 当 者	事業税係	
						連 絡 先	027-226-2196	
会計名	一般会計				説明書ページ	223		
予算科目	第16款 諸支出金 - 第3項 配当割交付金 - 第1目 配当割交付金							
事業期間	H16年 ~ 年		根拠法令	地方税法、県税条例				
		事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源		
当初予算額		1,265,080				1,265,080		
(前年度)		873,984				873,984		
(前々年度)		917,166				917,166		
決算額								
(前年度)		1,609,026				1,609,026		
(前々年度)		1,026,428				1,026,428		
事業目的 (県民にとってのメリットは?)					新・総合計画(基本計画)との関連			
<p>上場株式等の配当に対する住民税について、源泉徴収のみで納税が完了する仕組みとして県民税配当割が平成16年1月に創設されたことに伴い、市町村民税に相当する部分を交付金として支出する。</p>								
事業計画 (具体的に何をするのか?)					事業費 (節) の内訳			
<p>○県民税配当割納入額の59.4%を市町村に交付する。 按分率は、各市町村に係る個人県民税額の本県の個人県民税の総額に対する割合の前3年度平均。 (交付月：8月、12月、3月)</p>					18 交付金	1,265,080		

年度	4	事業名 (事項)	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			担 当 部 課	総務部 税務課	
						担 当 者	事業税係	
						連 絡 先	027-226-2196	
会計名	一般会計				説明書ページ	223		
予算科目	第16款 諸支出金 - 第4項 株式等譲渡所得割交付金 - 第1目 株式等譲渡所得割交付金							
事業期間	H16年 ~ 年		根拠法令	地方税法、県税条例				
		事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源		
当初予算額		1,163,707				1,163,707		
(前年度)		867,892				867,892		
(前々年度)		401,801				401,801		
決算額								
(前年度)		1,782,810				1,782,810		
(前々年度)		1,249,651				1,249,651		
事業目的 (県民にとってのメリットは?)					新・総合計画(基本計画)との関連			
<p>株式等の譲渡所得に対する住民税について、源泉徴収のみで納税が完了する仕組みとして県民税株式等譲渡所得割が平成16年1月に創設されたことに伴い、市町村民税に相当する部分を交付金として支出する。</p>								
事業計画 (具体的に何をするのか?)					事業費 (節) の内訳			
<p>○県民税株式等譲渡所得割納入額の59.4%を市町村に交付する。 按分率は、各市町村に係る個人県民税額の本県の個人県民税の総額に対する割合の前3年度平均。 (交付月：3月)</p>					18 交付金	1,163,707		

## 第16款 諸支出金

年度	4	事業名 (事項)	法人事業税交付金	担当部課 担当者 連絡先	総務部 税務課 事業税係 027-226-2196
会計名	一般会計			説明書ページ	223
予算科目	第16款 諸支出金 一第5項 法人事業税交付金 一第1目 法人事業税交付金				
事業期間	R2年 ~ 年	根拠法令	地方税法、県税条例		
	事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源
当初予算額	4,805,629				4,805,629
(前年度)	3,758,176				3,758,176
(前々年度)	2,559,476				2,559,476
決算額					
(前年度)	4,447,784				4,447,784
(前々年度)	2,505,470				2,505,470
事業目的 (県民にとってのメリットは?)				新・総合計画(基本計画)との関連	
<p>地方法人課税の偏在是正措置として行われる地方法人税(国税)の税率引上げに伴う法人住民税法人税割の税率引下げにより、都道府県より引下げの大きい市町村分の減収補填措置として法人事業税の一部を市町村に交付する。</p>					
事業計画 (具体的に何をするのか?)				事業費(節)の内訳	
○法人事業税収の7.7%を交付額とし、市町村に交付する。 (交付月: 8月、12月、3月)				18 交付金	4,805,629

年度	4	事業名 (事項)	地方消費税交付金	担当部課 担当者 連絡先	総務部 税務課 不動産・軽油係 027-226-2198
会計名	一般会計			説明書ページ	223
予算科目	第16款 諸支出金 一第6項 地方消費税交付金 一第1目 地方消費税交付金				
事業期間	H9年 ~ 年	根拠法令	地方税法、県税条例		
	事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源
当初予算額	45,634,753				45,634,753
(前年度)	44,962,023				44,962,023
(前々年度)	51,478,048				51,478,048
決算額					
(前年度)	48,524,446				48,524,446
(前々年度)	44,566,985				44,566,985
事業目的 (県民にとってのメリットは?)				新・総合計画(基本計画)との関連	
<p>地方分権の推進・地域福祉の充実に重要な役割を果たす市町村の安定的な財政基盤確立のため、また、消費譲与税の廃止に伴う市町村の歳入不足を補填するため、地方消費税の一部を市町村に交付する。</p>					
事業計画 (具体的に何をするのか?)				事業費(節)の内訳	
○都道府県間の清算後の地方消費税の実収入額の2分の1の額を市町村の人口、従業者数により按分し交付する。 (交付月: 6月、9月、12月、3月)				18 交付金	45,634,753

## 第16款 諸支出金

年度	4	事業名 (事項)	ゴルフ場利用税交付金		担当部課	総務部 税務課	
					担当者	事業税係	
					連絡先	027-226-2196	
会計名	一般会計				説明書ページ	223	
予算科目	第16款 諸支出金 一第7項 ゴルフ場利用税交付金 一第1目 ゴルフ場利用税交付金						
事業期間	S41年 ~ 年	根拠法令	地方税法、県税条例				
	事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源		
当初予算額	758,442				758,442		
(前年度)	734,421				734,421		
(前々年度)	756,497				756,497		
決算額							
(前年度)	799,883				799,883		
(前々年度)	692,382				692,382		
事業目的 (県民にとってのメリットは?)				新・総合計画(基本計画)との関連			
地方税法第103条の規定により、ゴルフ場に通じる道路の整備等に係る市町村の財政負担に考慮し、ゴルフ場利用税の一部を市町村に交付する。							
事業計画 (具体的に何をするのか?)				事業費(節)の内訳			
○ゴルフ場利用税収入額の10分の7を交付額とし、ゴルフ場が所在する市町村に対して交付する。 (交付月: 8月、12月、3月)				18 交付金	758,442		

年度	4	事業名 (事項)	環境性能割交付金		担当部課	総務部 税務課	
					担当者	不動産・軽油係	
					連絡先	027-226-2198	
会計名	一般会計				説明書ページ	224	
予算科目	第16款 諸支出金 一第8項 環境性能割交付金 一第1目 環境性能割交付金						
事業期間	R元年 ~ 年	根拠法令	地方税法、県税条例				
	事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源		
当初予算額	1,113,043				1,113,043		
(前年度)	911,319				911,319		
(前々年度)	957,854				957,854		
決算額							
(前年度)	911,319				911,319		
(前々年度)	782,437				782,437		
事業目的 (県民にとってのメリットは?)				新・総合計画(基本計画)との関連			
地方税法第177条の6の規定により、自動車税環境性能割の一部を市町村に交付する。							
事業計画 (具体的に何をするのか?)				事業費(節)の内訳			
○自動車税環境性能割収入額の40.85%を交付額とし、各市町村の道路延長、道路面積により按分して交付する。 (交付月: 8月、12月、3月)				18 交付金	1,113,043		



# 第16款 諸支出金

年度	4	事業名 (事項)	利 子 割 精 算 金			担 当 部 課	総務部 税務課	
						担 当 者	事業税係	
						連 絡 先	027-226-2196	
会計名	一般会計						説明書ページ	224
予算科目	第16款 諸支出金 - 第9項 利子割精算金 - 第1目 利子割精算金							
事業期間	S63年 ~ 年	根拠法令		地方税法、県税条例				
	事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源			
当初予算額	10				10			
(前年度)	30				30			
(前々年度)	30				30			
決算額								
(前年度)	30				30			
(前々年度)								
事業目的 (県民にとってのメリットは?)						新・総合計画(基本計画)との関連		
法人所得に対する二重課税の回避を目的とした法人県民税の利子割控除が、法人の本店所在地の都道府県で一括して行われることから、都道府県間の調整を図るために精算金を支出する。								
事業計画 (具体的に何をするのか?)						事業費(節)の内訳		
○他の都道府県に対して申告があり、当該都道府県の法人県民税から控除され、又は還付若しくは充当された利子割相当額のうち、本県において課した利子割相当額を他の都道府県からの請求に基づき支出する。 (精算月：7月、11月、2月)						22	償還金	10